

3 2 5 交付取扱店の変更

* 記名国債証券交付事務を事務集中センター等において行う場合には、当該事務集中センター等において取扱うことができる。

①旧交付取扱店の取扱い

○ 業務局から交付取扱店変更の通知書の送付を受けたときは

* 事務集中センター等において記名国債証券交付事務を行う場合であっても、交付取扱店変更の通知書は、業務局から旧交付取扱店に送付される。

● 自店において保管中の交付内訳書の該当備考欄に通知書日付を表示し、「交付取扱店変更」と記載する。

● 該当する証券・交付照合用の記名国債証券印鑑票または氏名等届出書をそれぞれ現在高から払出し、速やかに新交付取扱店へ送付する。

⇒ 3 1 2①・3 1 3① 参照・証券・印鑑票・氏名等届出書の送付

* 該当する証券の国債名称等が見本証券（印鑑票等毎配付分）にかかるものであるときは、当該証券と同枚数の見本証券（印鑑票等毎配付分）を現在高から払出し、印鑑票等（見本証券添付分）等と一緒に当該見本証券（印鑑票等毎配付分）を新交付取扱店へ送付する。なお、見本証券（印鑑票等毎配付分）の受払については、見本国債証券類保管目録への記載を要しない。

⇒ 見本証券（印鑑票等毎配付分）を送付するときの取扱いは、3 1 2①参照

○ 通知書は、自店に保管（保管期間1年）する。

* 記名国債証券交付事務を事務集中センター等において行う場合には、当該事務集中センター等において通知書を整理保管することができる。この場合、当該事務集中センター等において複数の代理店分の通知書を整理保管するときは、代理店ごとに区分して整理保管する。

交付内訳書の記載例

債 発 行 請 求 内 訳 書			
第二十二回特別給付金国庫債券			
	取扱財務局等の 名 称	交付取扱店 の 名 称	代 理 受 領 者 (市区町村長等名)
	〇〇財務事務所	日 本 銀 行 〇〇代理店	〇 〇 市 長
人	償 還 金 支 払 場 所	※証券番号	備 考
地			
〇〇市	〇〇 郵便局	0741407	19. 11. 1 交付取扱店変更
	〇〇 郵便局	0741408	

②新交付取扱店の取 扱い

- 業務局から交付取扱店変更の通知書と一緒に交付内訳書の送付を受けたときは、交付内訳書の交付取扱店欄に自店の店名が記載されていることを確かめる。
 - * 事務集中センター等において記名国債証券交付事務を行う場合であっても、交付取扱店変更の通知書および交付内訳書は、業務局から新交付取扱店に送付される。
- 通知書は、交付内訳書に添付して自店に保管する。
 - * 記名国債証券交付事務を事務集中センター等において行う場合には、当該事務集中センター等において通知書を交付内訳書に添付して整理保管することができる。この場合、当該事務集中センター等において複数の代理店分の通知書を整理保管するときは、代理店ごとに区分して整理保管する。
 - ⇒ 3 2 1 ④ 参照・交付内訳書の整理保管
- 旧交付取扱店から証券・交付照合用の印鑑票または氏名等届出書の送付を受けたときは、それぞれ交付内訳書の記載事項と照合し、前記3 2 1により受入手続きを行う。
 - * 送付を受けた証券の国債名称等が見本証券（印鑑票等毎配付分）にかかるものであるときは、当該証券と同枚数の見本証券（印鑑票等毎配付分）の送付を受ける。なお、見本証券（印鑑票等毎配付分）の受払については、見本国債証券類保管目録への記載を要しない。
 - * 送付を受けた証券の国債名称等が見本証券（印鑑票等毎配付分）にかかるものであるときは、当該証券と一緒に同証券と同枚数の見本証券（印鑑票等毎配付分）の送付を受けていることを併せて確認する。